第７章　公　助

国や市役所による支援

１　地域防災力の充実強化

（１）自主防災活動の促進・支援

地域ごとに自発的な防災活動を定める「地区防災計画」作成の支援や地域が自主的・自律的に実施する防災訓練等の支援を行い、地域防災力の充実強化に努めます。

（２）地域防災リーダー・女性防火クラブ員の育成

地域防災活動の中心となる地域防災リーダーや女性防火クラブ員を育成するため、消防署と連携して研修や実技訓練を毎年実施しています。

（３）避難行動要支援者等の支援

・自主防災活動への支援

「避難支援プラン（個別計画）」の作成など、自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう支援します。

・避難行動要支援者情報の把握、管理

大阪市保有情報に基づく「避難行動要支援者名簿」をあらかじめ作成し、毎年更新しています。なお、支援の基盤が整った地域には、要請に応じて避難行動要支援者情報を本人の同意を得て提供します。

（４）防災活動への多様な主体の参画促進

防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めます。

（５）事業者や関係機関等との連携促進

災害時における資器材や役務等の提供に協力いただける事業者等の活用を図るとともに、事業者の自主防災組織等との連携支援や地域防災に関する取組みを行う機関等との連携を促進し、地域防災力の向上に努めます。

２　被災住民の安全確保

（１）避難場所の確保

①避難場所の指定

次のような場所を避難場所・避難所に指定しています。

●広域避難場所

大規模火災が発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の避難に適する大きな公園など

●一時避難場所

避難を円滑に実施するため、一時的に避難できる広場、公園や学校の校庭など

●災害時避難所

宿泊・給食等の生活機能を提供できる施設。小・中学校など

☞参考資料編 「災害時避難所・一時避難場所一覧」

②福祉避難所・緊急入所施設

災害発生時に災害時避難所で生活することができない要配慮者（高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・病弱者等）が避難を余儀なくされた場合、専門的な対応が可能な社会福祉施設等に協力を呼びかけ、施設の一部を福祉避難所等として提供いただけるよう協定の締結を行っています。

●緊急入所施設

避難者や自宅で生活することができない要援護者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な人に対応できる施設

●福祉避難所

災害時避難所での生活に支障のある要配慮者のために特別な配慮がされた避難所

※緊急入所施設・福祉避難所は、災害発生直後に開設されるのではなく、まず災害時避難所（学校等）を開設し避難者の状況を判断のうえ、必要があれば開設することになります。

※福祉避難所等の入所者や施設の安全確認、受入れに必要な人材の確保等、状況が整ってから開設することとなりますので、施設の被災状況等によっては開設できない場合もあります。

③水害時避難ビル

水害発生時の基本的な避難行動である垂直避難が可能な避難場所や一時滞留場所として、市立学校などの施設を水害時避難ビルとして確保するよう努めます。

また、施設の一部を水害一時避難協力ビルとして提供いただけるよう協定の締結を行っています。

☞参考資料編 「水害時避難ビル一覧」

（２）避難生活環境の整備

①備蓄物資・救助資器材の配備

大規模災害に備えて、中枢備蓄拠点・地区備蓄拠点（阿倍野備蓄倉庫等）のほか、区役所及び災害時避難所に、物資の備蓄や救助資器材を配備しています。

また、区域が南北に長い地理特性をふまえ、災害発生時において迅速かつ柔軟な対応ができるよう、区内における分散備蓄体制の整備に努めるとともに、民間事業者との協定による物資の供給体制の構築にも取り組んでいます。

区役所	食料品関係	飲料水、アルファ化米（白米・わかめ）、ビスケット、白粥、粉ミルク、哺乳瓶
	日用品関係	毛布、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用ナプキン
	救助資器材関係	バール、のこぎり、ジャッキ、シャベル、ロープ、かけや、救急セット、布担架
	医療品関係	救急セット
	その他	防水シート、簡易トイレ、トイレ用消耗品、発電機、懐中電灯等
災害時避難所	食料品関係	飲料水、アルファ化米（白米・わかめ）、白粥、ビスケット
	日用品関係	毛布、ブランケット（簡易毛布）、紙おむつ
	救助資器材関係	バール、のこぎり、ジャッキ、シャベル、ロープ、かけや、救急セット、布担架
	その他	懐中電灯、懐中電灯用単一電池、ラジオ、防水シート、簡易トイレ、簡易トイレ消耗品セット、エアーマット、投光器等 【東住吉区独自に配備】 発電機（カセットガス式）、工業扇、ガスコンロ、台車、コードリール、筆記用具、ポータブル電源等

３　避難情報等

（１）河川氾濫等に関する情報

①洪水予報河川

氾濫により重大な被害が発生するおそれがある河川のうち、水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川が指定されます。

国民経済上重大な被害が発生するおそれがある河川については、国土交通大臣によって指定され、国土交通省の河川事務所等と気象台から共同して洪水予報が発表されます。その他の相当な被害が発生するおそれがある河川については、都道府県知事によって指定され、都道府県と気象台から共同して洪水予報が発表されます。

●国土交通大臣が指定する洪水予報河川（水防法第 10 条第２項）

⇒ 大和川

●都道府県知事が指定する洪水予報河川（水防法第 11 条）

⇒ 寝屋川・平野川・平野川分水路

●洪水予報の発表基準

種　類	発　表　基　準
○○川レベル２ 氾濫注意報	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
○○川レベル３ 氾濫警報	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
○○川レベル４ 氾濫危険警報	いずれかの基準地点の水位が急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき
○○川レベル５ 氾濫特別警報	氾濫による著しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到達するときや堤防が損傷したときなど）、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき

●観測基準点と水位

指定	河 川	観測基準点	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）
国	大和川	柏原	3.20	4.50	5.10
府	寝屋川	京橋	3.00	3.20	3.30
	平野川	剣橋	3.30	4.00	4.15
	平野川分水路	今里大橋	3.30	3.40	3.50

②水位周知河川

氾濫により重大な被害が発生するおそれがある河川のうち、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が指定されます。

国民経済上重大な被害が発生するおそれがある河川については、国土交通大臣によって指定され、国土交通省の河川事務所等から水位到達情報が発表されます。その他の相当な被害が発生するおそれがある河川については、都道府県知事によって指定され、都道府県から水位到達情報が発表されます。

●国土交通大臣が指定する水位周知河川（水防法第 13 条第 1 項）

⇒ 東住吉区に関係する河川の指定はなし

●都道府県知事が指定する水位周知河川（水防法第 13 条第２項）

⇒ 西除川

●水位到達情報の発表基準

種　類	発　表　基　準
○○川レベル２ 氾濫注意情報	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位を超過したとき
○○川レベル３ 氾濫警戒情報	いずれかの基準地点の水位が避難判断水位を超過したとき
○○川レベル４ 氾濫危険情報	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位を超過したとき
○○川レベル５ 氾濫発生情報	氾濫による著しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到達するときや堤防が損傷したときなど）、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき

●観測基準点と水位

指定	河　川	観測基準点	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）
府	西除川	布忍橋	2.50	3.70	4.00

大阪市内の河川

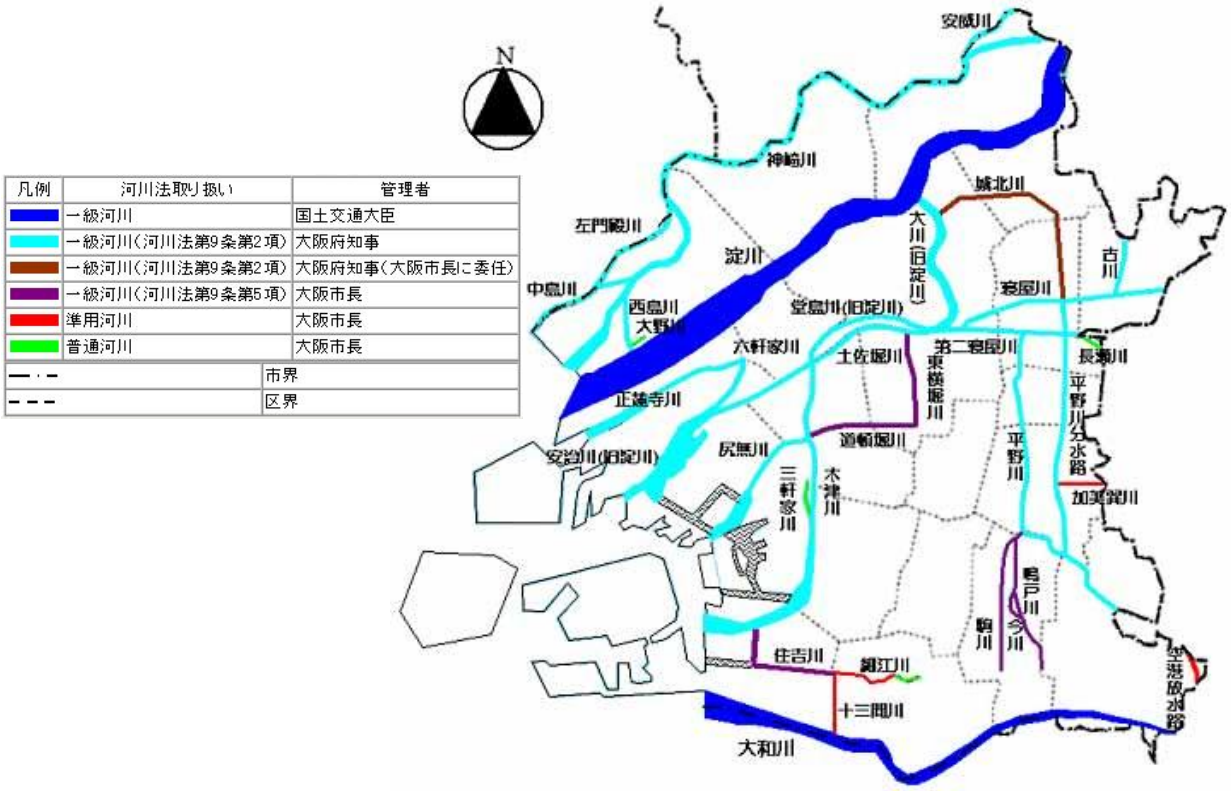

（２）避難情報

①避難情報の発令基準

●大和川

発令内容	発　令　基　準
（警戒レベル３） 高齢者等避難	洪水予報における観測基準点の水位が、警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき
（警戒レベル４） 避難指示	洪水予報における観測基準点の水位が、警戒レベル４発令水位に到達したとき
（警戒レベル５） 緊急安全確保	・洪水予報における観測基準点の水位が、警戒レベル５発令水位に到達若しくは、河川が氾濫または、そのおそれが高まったとき ・堤防決壊若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき）

●平野川・平野川分水路・寝屋川

発令内容	発　令　基　準
（警戒レベル３） 高齢者等避難	警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき
（警戒レベル４） 避難指示	・警戒レベル４発令水位に到達したとき（平野川・寝屋川） ・ポンプ運転調整水位のおよそ 30 分前の水位に到達したとき（平野川分水路）
（警戒レベル５） 緊急安全確保	・ポンプ運転調整水位（警戒レベル５発令）に到達若しくは、河川が氾濫または、そのおそれが高まったとき ・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき）

●西除川

発令内容	発　令　基　準
（警戒レベル３） 高齢者等避難	洪水予報における観測基準点の水位が、警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき
（警戒レベル４） 避難指示	洪水予報における観測基準点の水位が、警戒レベル４発令水位に到達したとき
（警戒レベル５） 緊急安全確保	・洪水予報における観測基準点の水位が、警戒レベル５発令水位に到達若しくは、河川が氾濫または、そのおそれが高まったとき ・堤防決壊若しくは、そのおそれが高いとき

※水位はいずれも観測基準点の水位

（発令内容と河川水位）

河 川	観測基準点	警戒レベル３ 発令準備 水位（m）	警戒レベル４ 発令 水位（m）	警戒レベル５ 発令 水位（m）
大和川	柏原	4.96	5.54	6.69
平野川	剣橋	3.92	4.16	4.40
平野川分水路	今里大橋	3.40	3.85	4.63
寝屋川	京橋	3.14	3.32	3.50
西除川	布忍橋	3.70	4.00	5.06

②避難情報の対象区域

●大和川

河川が氾濫した場合の洪水到達時間により、区域を分割して発令します。

区域Ａ	大和川が氾濫した場合に１時間未満で浸水するおそれがある区域 （公園南矢田、住道矢田、照ヶ丘矢田、矢田）
区域Ｂ	大和川が氾濫した場合に１～３時間で浸水するおそれがある区域 （鷹合、東田辺２・３丁目、駒川４・５丁目、針中野、中野３・４丁目、南田辺３・５丁目、長居公園、湯里）
区域Ｃ	大和川が氾濫した場合に３時間以上経過して浸水するおそれがある区域 （山坂２～５丁目、南田辺１・２・４丁目、田辺、東田辺１丁目、北田辺１・２・４・６丁目 、駒川１～３丁目、西今川、桑津、杭全、今林、今川、中野１～２丁目）

ア）区域Ａが（警戒レベル３）高齢者等避難の発令基準に該当した場合

⇒ 区域Ａに（警戒レベル３）高齢者等避難

イ）区域Ａが（警戒レベル４）避難指示の発令基準に該当した場合

⇒ 区域Ａに（警戒レベル４）避難指示、区域Ｂに（警戒レベル３）高齢者等避難

ウ）警戒レベル５発令水位に到達若しくは、河川が氾濫または、そのおそれが高いとき

⇒ 区域Ａに（警戒レベル５）緊急安全確保、区域Ｂに（警戒レベル４）避難指示、区域Ｃに（警戒レベル３）高齢者等避難

エ）堤防決壊若しくは、その恐れが高いとき

⇒ 区域Ａ・Ｂのうち浸水する範囲に（警戒レベル５）緊急安全確保、区域Ｃのうち浸水する範囲に（警戒レベル４）避難指示

（大和川の避難情報の発令対象区域図）

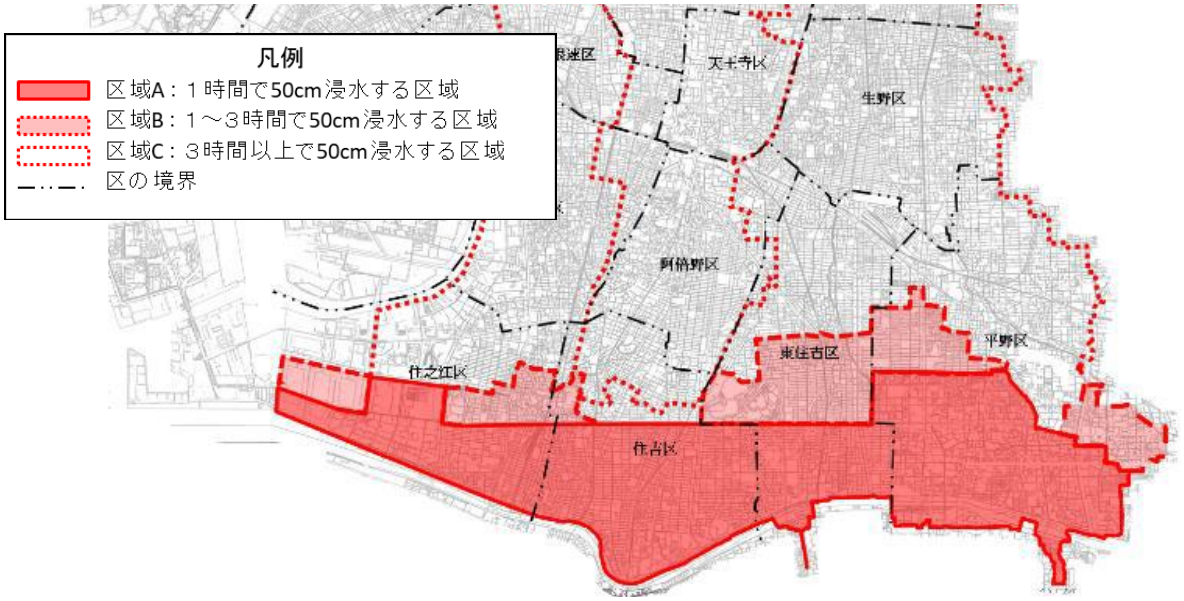

平成 28 年５月近畿地方整備局大和川河川事務所公表「浸水想定区域図」をもとにした区域

●平野川・平野川分水路・寝屋川

発令基準に該当した場合、対象区域に発令します。

区域	今林、杭全６～８丁目

（寝屋川流域河川の避難情報の発令対象区域図）

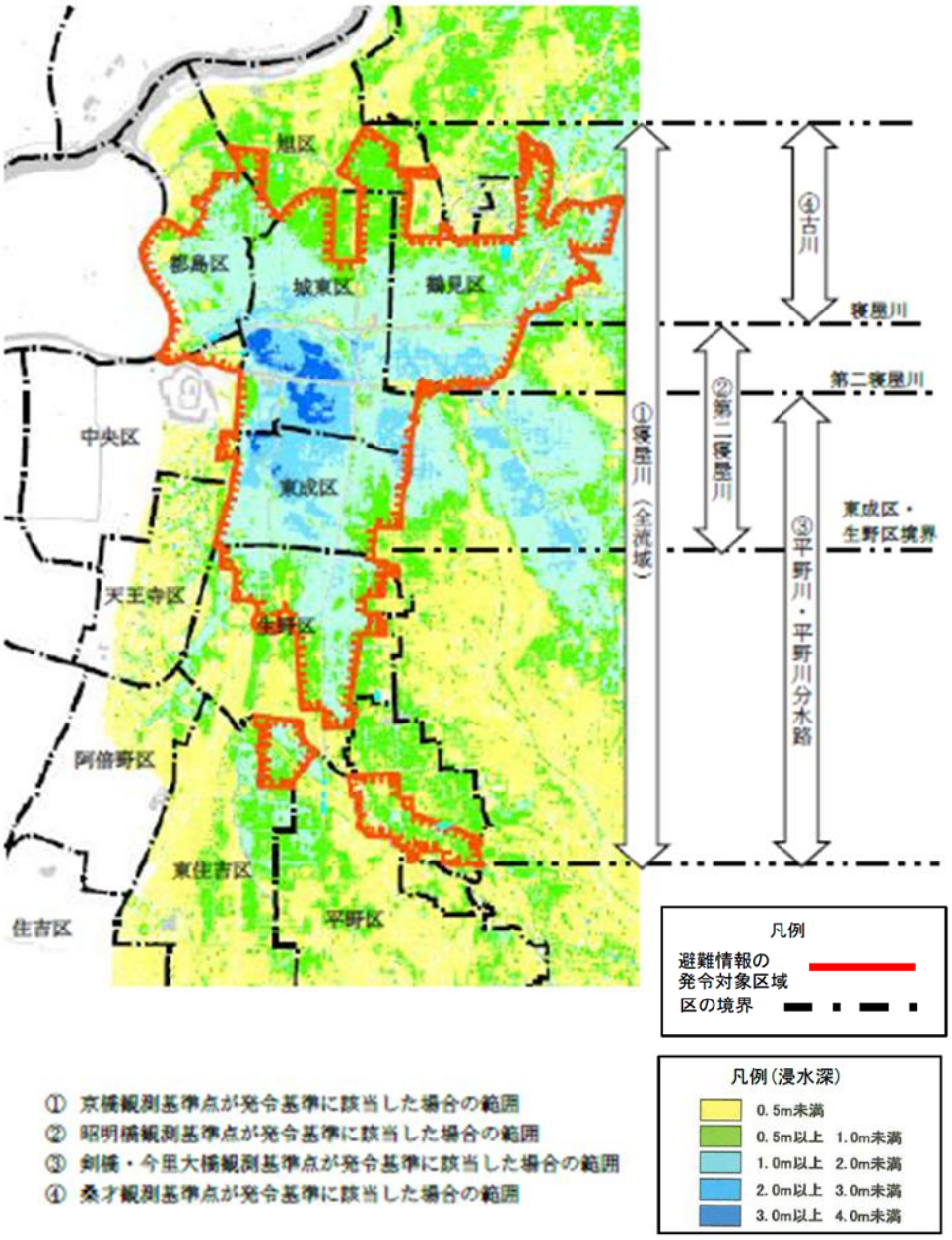

① 京橋観測基準点が発令基準に該当した場合の範囲
② 昭明橋観測基準点が発令基準に該当した場合の範囲
③ 剣崎・今里大橋観測基準点が発令基準に該当した場合の範囲
④ 桑才観測基準点が発令基準に該当した場合の範囲

令和２年６月 大阪府公表「洪水リスク表示図」をもとにしたハザードマップ

●西除川

発令基準に該当した場合、対象区域に発令します。

区域	矢田７丁目

（西除川の避難情報の発令対象区域図）

４　災害時の区役所の体制

区役所では、災害発生時、住民等の援助・救援等をすみやかに行うため、あらかじめ、災害時の体制や区役所職員の行動等を定めています。

（１）区災害対策本部

①設置基準

種　別	設　置　基　準
東住吉区 災害対策本部	・大阪市災害対策本部が設置されたとき ・本市域に震度５弱以上（気象庁発表）を観測したとき ・大阪府域に大津波警報が発表されたとき ・本市域に特別警報が発表されたとき ・本市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき ・府域に強い台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき ・避難情報を発令したとき ・その他区長が必要と認めたとき
東住吉区災害 対策警戒本部	・大阪市災害対策警戒本部が設置されたとき ・本市域において震度４（気象庁発表）を観測したとき ・気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたとき ・府域に台風が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき ・避難情報を発令するおそれがあるとき ・その他区長が必要と認めたとき
情報連絡体制	・気象庁震度観測点（大阪中央区大手前、大阪東淀川区柴島）のいずれかにおいて長周期地震動階級３又は４が観測されたとき ・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・市域にレベル３大雨警報、レベル４大雨危険警報が発表されたとき

②組織体制

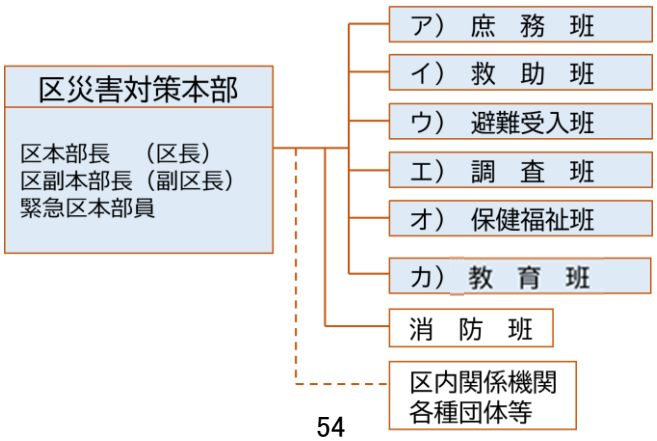

③班名称及び分掌事務

庶　務　班	１ 各班の連絡調整に関すること ２ 各部、関係機関への応援協力要請に関すること ３ 災害対策本部との連絡に関すること ４ 予算計理に関すること ５ 情報の収集、伝達及び広報に関すること ６ 義援金の受付、並びに保管に関すること ７ 災害記録（写真・映像を含む）に関すること ８ ボランティアの調整に関すること ９ 他の班の所管に属しないこと
救　助　班	１ 被災者の応急救助に関すること ２ 救援物資の調達保管及び配給に関すること ３ 罹災・被災証明書の発行に関すること ４ 義援金の配分に関すること ５ 団体等の協力活動の連絡調整に関すること
避難受入班	１ 被災者の受入に関すること ２ 避難者の誘導に関すること ３ 避難所受入状況の把握に関すること
調　査　班	１ 被害状況の調査に関すること
保健福祉班	１ 被災者の医療救護に関すること ２ 防疫・保健衛生に関すること ３ 区医師会等との連絡調整に関すること ４ 遺体安置に関すること
消　防　班	１ 消防に関すること ２ 被災者の救急・救助に関すること
教　育　班	１ 学校園等との連絡調整に関すること
区本部長は、特に必要が認められるときは、この分担表と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく市災害対策本部長に報告しなければならない。 なお、消防班は市災害対策本部消防部としての任務に重大な支障のない場合に限り上記編成に従う。	

（２）動員体制

①動員種別

種 別	災　害　状　況	動員人員
１号動員	市の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき	全 員
２号動員	災害対策活動を実施する必要があるとき	所掌事務を遂行するために必要な指定された人員
３号動員	被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	
４号動員	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	情報連絡に必要な職員

②自動参集基準

●勤務時間外に地震が起こった場合

震度（市域）	動　員	動員人員	参集場所
震度６弱以上	１号動員	全 員	直近・協力参集／所属参集
震度５強	２号動員	所掌事務を遂行するために必要な指定された人員	直近・協力参集／所属参集
震度５弱	２号動員		所属参集
震度４+ 津波警報	３号動員		所属参集
震度４	３号動員		所属参集

直近・協力参集：あらかじめ指定された自己の居住地に近い区役所等に参集
所属参集：自己の勤務する場所等に参集

●勤務時間外に警報等が発令された場合

警報等	動　員	動員人員	参集場所
特別警報	１号動員	全 員	所属参集
大津波警報	１号動員	全 員	直近・協力参集／所属参集
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）	４号動員	警戒に必要な職員	所属参集
暴風警報・ 暴風雪警報・ レベル３大雨警報・ レベル４大雨危険警報 長周期地震動階級３又は４	４号動員	情報連絡に必要な職員	所属参集

台風接近時には、台風の進路・規模に応じた種別の動員を発令します。

（３）区災害対策本部の機能強化

職員の災害対応能力の向上を図るため、職員に対する訓練や研修等を定期的に実施します。特に、災害応急対策の中核を担う職員に対しては、より実践的な内容を盛り込んだ訓練や研修を実施し、災害発生時における初期初動体制の確保を図ります。

５　災害時の区役所の活動

（１）広報活動（情報収集・発信・伝達）

災害が発生した時、事態にあわせて適切に動くためには、情報の収集や伝達が必要になります。

区役所では、迅速かつ確実な情報収集・発信・伝達を行うため、広報の方法を定めています。

①広報手段

- 災害時避難所での情報掲示
- 職員による直接伝達（救助班）
- 同報系防災行政無線
- 東住吉区役所ホームページ、X（旧ツイッター）
- 自主防災組織等による個別広報

②広報内容

災害情報	① 災害の発生状況 ② 津波に関する情報 ③ 応急対策の実施状況 ④ 避難情報の状況 ⑤ 市内の被害状況など
生活関連情報	① 電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込 ② 食糧・生活必需品の供給状況 ③ 道路交通状況 ④ 鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況 ⑤ 医療機関の活動状況など
救援措置情報	① 罹災・被災証明書の発行情報 ② 相談窓口の開設状況 ③ 税・手数料等の減免措置の状況 ④ 救援救護資金等の融資情報など

防災スピーカーのサイレン（警報音）パターン

市域に設置している防災スピーカーでは、緊急事態の種類ごとに定めたサイレン（警報音）パターンにより、警報や避難情報などの放送を行います。

☞参考資料編 「防災行政無線同報系スピーカー設置場所一覧」

緊急事態の種類	サイレン（警報音）パターン	とっていただく行動
・テロやゲリラなど武力攻撃に関する警報 ・弾道ミサイル攻撃に関する警報	国民保護サイレン14秒吹鳴	サイレンが聞こえたら屋内に入り、テレビやラジオをつけ詳しい状況を確認してください。
大津波警報	サイレン 3秒吹鳴 / 2秒休止 / サイレン 3秒吹鳴 / 2秒休止 / サイレン 3秒吹鳴	サイレンが聞こえたら、海岸や河川から離れ、津波避難ビルなど頑丈な建物の３階以上に避難してください。
津波警報	サイレン 5秒吹鳴 / 6秒休止 / サイレン 5秒吹鳴	
警戒レベル４	サイレン 10秒吹鳴 / 10秒休止 / サイレン 10秒吹鳴 / 10秒休止 / サイレン 10秒吹鳴	すみやかに全員避難してください。 指定された避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所や屋内の高いところにすみやかに避難してください。 詳しくはNHKデータ放送や、大阪防災ネットなどを確認ください。
警戒レベル５	サイレン 20秒吹鳴 / 10秒休止 / サイレン 20秒吹鳴 / 10秒休止 / サイレン 20秒吹鳴	直ちに近くの安全な場所や、屋内の高いところに避難するなど命を守る最善の行動をとってください。 詳しくはNHKデータ放送や、大阪防災ネットなどを確認ください。
緊急地震速報(震度5弱以上または長周期地震動階級3以上を予想した場合)	緊急地震速報チャイム音	サイレンが聞こえたら、直ちに身を守る適切な行動をとりましょう。

（２）通信運用計画

区内には、警察署・消防署・大阪市各局の事業所をはじめ、防災関係機関があります。災害時には、災害対応デジタル無線機を活用し、区内の防災関係機関や市本部と情報収集・伝達を行います。

①通信手段

●携帯型デジタルＭＣＡ無線

区役所・災害時避難所（自主防災組織）、防災関係機関等に配備しています。

（参考）防災関係機関設置場所

東住吉警察署・東住吉消防署・建設局平野工営所・（医）橘会 東住吉森本病院・東部市場・中部環境事業センター・建設局南部方面管理事務所・長居公園事務所・水道局南部水道センター・危機管理室

●簡易デジタル無線

災害時避難所に派遣する職員と区災害対策本部との通信手段として簡易デジタル無線機を配備しています。

（３）飲料水・食料・生活関連物資の供給計画

①応急給水

災害直後は、備蓄飲料水（水ボトル）を活用します。

水道局が設置する仮設水槽、既設の水槽や高架水槽、広域避難場所等における飲料用耐震性貯水槽の活用を図ります。

②食料の供給

応急食料の供給が必要と認められる場合は、備蓄食料の活用・既製食品・米穀の調達等により対応しますが、それが困難な場合は、市災害対策本部に食料調達を要請します。

また、区災害対策本部は、炊出し給食を行う場合は、自主防災組織等の協力を得て、避難所内又はその近隣の適当な場所を選定して実施します。

③生活関連物資の供給

生活必需品の調達は、第一次的には災害時避難所や区役所にある備蓄物資を活用します。また、区災害対策本部は、必要がある場合に市災害対策本部に生活必需品等の調達を要請します。

（４）医療・救護計画

①救護所の設置

地震発生後、区災害対策本部は市災害対策本部と連携し、負傷者の発生状況・医療機関の被害状況・医療業務の実施状況等に応じて救護所を（医）橘会 東住吉森本病院敷地内に設置します。

救護所を設置後、市本部（保健医療調整本部）に報告するとともに、区医師会及び区内医療機関等に、医療救護班の派遣を要請し調整します。

②医療関係機関との連携

区医師会や区内医療機関等と連携し、災害発生直後における迅速な医療救護体制の構築を図ります。

③医薬品等の確保

救護所で効果的な医療が受けられるように、医薬品の確保のための整備をしています。

④保健師等による健康相談

区災害対策本部は、災害時避難所の状況を調査し、避難所等へ保健師等を派遣します。保健師等は救護所又は災害時避難所を巡回し、被災者の健康管理・栄養指導等をおこないます。診療や精神面での専門相談を要する場合などは、市本部（保健医療調整本部）と連携を取り、被災者が適切な支援を受けられるように調整します。

（５）遺体仮収容（安置）所の設置

・遺体仮収容（安置）所の設置の必要が生じた場合、適切な場所に遺体仮収容（安置）所を設置します。
・遺体仮収容所を設置したら、警察官と協力し遺体の収容にあたります。
・事前に協力依頼している行政監察医に連絡し出動を要請します。
・身元が判明し、かつ引取人がある場合は順次遺族に引き渡します。
・大阪市では、大阪市規格葬儀取扱指定店組合と災害時の葬祭業務の委託に関する協定を締結しており、必要に応じて協力を要請します。

（６）ボランティアの調整計画

災害発生時、区災害対策本部は被災状況及びボランティア参集を勘案して、区災害ボランティアセンターを長居第２陸上競技場等に設置し、以下の対応を行います。

・区災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供・連絡調整
・被災者のボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
・市災害ボランティアセンター（阿倍野区）との連携
・災害ボランティアの受入れ
・災害ボランティアのオリエンテーション
・災害ボランティア活動の集約・管理
・ボランティアの事故等に対する加入保険の手続き

（７）外国人住民への広報・広聴

・多言語センターと連携し、多言語による情報提供・対応の拡充を図ります。

６　学校園と連携した取組み

（１）防災関連情報の共有

市・区・地区防災計画や地域の自主防災組織の活動状況などの防災関連情報を共有します。

（２）地域とのつながり支援

地域の自主防災組織とのつながりや地域の防災訓練と学校の防災・減災教育（防災訓練）の連携を支援します。

（３）防災・減災教育（防災訓練）の支援

各学校の教育方針等に合わせて、各学校で自主的・自律的な防災・減災教育（防災訓練）が実施できるよう支援します。

（４）災害時避難所としての学校の役割

災害時避難所として開設された場合においては、区災害対策本部（避難所主任）・自主防災組織・学校長（教職員）が協力しながら避難所運営にあたる必要があることから、施設の鍵や避難場所としての使用範囲など施設面での課題や、避難所運営における役割分担など、あらかじめ課題整理をおこない、災害時に円滑な避難所運営が行えるよう努めます。

また、区災害対策本部と学校園との間で道路冠水などの危険情報といった必要な情報の共有を行います。